

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	学校法人 ゆめおえ学園
事業者の所在地	南九州市川辺町平山6992-3
事業者の連絡先	0993-56-0450
代表者氏名	三木 隆朋

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	認定こども園 川辺幼稚園							
所在地	南九州市川辺町平山6992-3							
連絡先	(電話番号) 0993-56-0450 (FAX番号) 0993-78-3357							
施設長氏名	三木 隆朋							
開設年月日	平成28年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	17人	17人	21人	55人
	2号・3号	3人	9人	11人	10人	10人	7人	50人
	合計	3人	9人	11人	27人	27人	28人	105人
当園の基本理念・方針	テーマ 《共に生き 共に育ちあう 保育を実践しよう》 元気で楽しく のびのびと なかよくあそび 豊かな心をもつ 子どもの育ちを目指して ① 健康・安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、心身の調和的発達を図る。 ② 集団生活を通じて、喜んで参加する態度を養うとともに、家族や身近な人への信頼関係を深め、自主・自立及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養う。 ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う。 ④ 日常の会話や、絵本・童話などに親しむことを通じて、ことばの使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。 ⑤ 音楽・身体による表現・造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養う。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1039.92 m ²
	園庭	496.99 m ²
園舎	構造	鉄骨造スレート葺2階建
	延べ	542.93 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ちゅうりっぷ組 (0歳児)
ほふく室	1室	もも組 (1歳児)
保育室	4室	さくら組 (2歳児) ばら組 (3歳児) たんぽぽ組 (4歳児) ゆり組 (5歳児)
調理室	1室	
事務室	1室	
リズム室	1室	

(5) 職員体制 (令和元年 10月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
主幹保育教諭	1人	1人	人	
保育教諭	11人	7人	4人	
子育て支援員・保育支援・学童	5人	1人	4人	
栄養士	1人	1人	人	
調理師	1人	1人	人	
バス運転士	1人	人	1人	
学園事務	1人	1人	人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】（一時預かり保育についても同様）

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後3時00分（6時間）
預かり保育	保育時間	夕：3時～5時
		土曜：午前9時～午後5時
延長保育	保育時間	朝：7時～8時
		夕：5時～7時
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月30日～1月3日）	
	春季（3月26日～4月7日）	
	夏季（7月20日～8月31日）	
	冬季（12月25日～1月8日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前9時00分～午後5時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：6時～7時
	保育短時間	朝：7時～8時 夕：5時～7時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月30日～1月3日）	
	年度始年度末（各1日）	

(7) 利用料等

利用者負担 (0～2 歳児)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
利用者負担 (3～5 歳児)	無償		
給食費	給食の提供に係る費用として	1号認定	(月) 4, 000円
		2号認定	(月) 5, 500円
バス代	通園バスの利用に係る費用として	利用者	(月) 1, 500円
被服用品代	教育・保育課程における制服・教材費として	制服	20, 000円程度
		保育用品	6, 000円程度
その他	預かり保育に係る費用	1回	450円
	延長保育に係る費用	1時間	100円
	一時預かり保育に係る費用(0～2歳)	8時間	3, 000円
	〃 (3～5歳)	6時間	1, 500円
留意事項	0～2歳児までの住民税非課税世帯は無償		

(8) 支払方法

<p>支払い方法：(保育料・給食費・バス代・預かり料金・延長料金) 口座引き落とし</p> <p>(その他) 集金袋で徴収</p> <p>※口座引き落としは毎月15日です。残高不足の場合は25日に再度引き落としとなります。</p>

(9) 提供する特定教育・保育の内容

<p>① 子ども・子育て支援法，その他関係法令等を遵守し，幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき，利用する子どもの心身の状況等に応じて，特定教育・保育を提供します。</p> <p>② 真宗保育（人間として育つ）を基本とし，健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域にわたって活動とねらいを具体的に定め，保育の指導計画を立てます。</p>
--

(10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	かつめこども園交流会（年長組）
	親子遠足
	P T A 総会
5月	こどもの日の会
	保護者参観DAYS
	かつめこども園交流会（年中組）
	保護者面談
	J R 体験（年長組）
6月	交通安全教室
	かつめこども園交流会（年少組）
7月	七夕の会
	お泊り保育（年長組）
10月	運動会
	遠足
12月	発表会
	報恩講
	もちつき
1月	保護者参観DAYS
	保護者面談
2月	節分の会
	交通安全教室
	お茶会（年長組）
3月	ひな祭りの会

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・ 市が行う利用調整による
利用決定	南九州市の支給認定書をもって許可する
退園理由	・ 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	・ 登園は9時までをお願いします。 ・ 当日に欠席，又は登園が遅れる場合は，ご連絡ください。 ・ 園で発熱・急病になった場合は，適切な処置をとり，保護者に連絡後，直ちに帰します。

(12) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	菊野病院
医院長名	菊野竜一郎
所在地	南九州市川辺町田部田3358-1
電話番号	0993-56-1135

(13) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	かわじ歯科クリニック
医院長名	川路朋昭
所在地	南九州市川辺町両添2251
電話番号	0993-56-6480

(14) 学校薬剤師・嘱託薬剤師

薬局名の名称	南薩ケアほすびたる
薬剤師名	小濱未希
所在地	南九州市川辺町平山5860
電話番号	0993-56-1155

(15) 緊急時における対応方法

特定保育・教育の提供中に、子どもの体調不良などがあった場合、すみやかに保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 (AED設置園)

【管轄する消防署】

消防署名	指宿南九州消防組合 川辺分遣所
所在地	南九州市川辺町平山6934-1
電話番号	0993-56-2001

【管轄する警察署】

警察署名	南九州警察署
所在地	南九州市知覧町郡4980-3
電話番号	0993-83-1110

(16) 非常災害対策

防火管理者	佐多省吾
消防計画届出年月日	平成29年7月6日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	南九州市市民交流センターひまわり館
緊急時の連絡手段	電話、配信メール

(17) 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 園児に対する虐待を防止するため、次の措置を講じます。
 - ① 人権の擁護，虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ② 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - ③ 虐待の防止，人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - ④ その他，虐待防止のために必要な措置
- 2 幼児教育・保育を行う中で，本園の教職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は，児童虐待の防止に関する法律の規定に従い，速やかに市福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告します。

(18) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	佐方里美	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	三木隆朋	園長
第三者委員	堂蘭隆博	学園監事
	宇都正和	学園監事

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受けた場合には，適切に対応し，改善を図るように努めます。

(19) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	三井住友海上火災保険株式会社・日本スポーツ振興センター
保険の内容	賠償責任保険 団体総合生活保障保険 傷害保険（運動会）

(20) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供にあたって，職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は，法令による場合を除くほか，保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。